

福津市地域包括支援センター業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

福 津 市

福津市地域包括支援センター業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

福津市地域包括支援センター業務に係る各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で安心した生活を続けられるよう、地域包括ケアの中核となり、保健・福祉・医療・介護の向上と増進のために、必要な援助支援を包括的に担う総合機関である。

現在、福津市では、地域包括ケアの拠点として地域包括支援センターを設置し、その運営を平成28年度から3年ごとの複数年契約で業務委託し、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメントなどを実施している。令和4年度から令和5年度のみ、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定年度と連動させるため、2年間の複数年計画とした。

については、令和9年度から令和11年度までの福津市地域包括支援センターを運営する法人を募集するものである。

第2 業務概要

- 1 業務名 福津市地域包括支援センター業務
- 2 業務内容 別添「福津市地域包括支援センター業務委託仕様書」のとおり。
- 3 履行期間 令和9年4月1日～令和12年3月31日
- 4 その他

この業務に係る上限額は342,315,000円（非課税：消費税法施行令第14条の3第5号）となっていることから、業務委託料の積算に当たっては、その範囲内とすること。

【内訳】

包括的支援事業等（3か年総額）

上限額：293,841,000円（非課税：消費税法施行令第14条の3第5号）

認知症地域支援・ケア向上事業（3か年総額）

上限額：28,779,000円（非課税：消費税法施行令第14条の3第5号）

認知症初期集中支援事業（3か年総額）

上限額：19,695,000円（非課税：消費税法施行令第14条の3第5号）

第3 契約担当部局

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号（本館1階）
福津市健康福祉部高齢者サービス課介護保険係

電話 0940-43-8191
FAX 0940-34-3881
E-mail koreisha@city.fukutsu.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、地域包括支援センター業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人で、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 福岡県内に主たる事務所を有する民間企業、特定非営利団体活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合、その他の法人であること。
※「その他の法人」とは医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人、一般財団法人等のことをいう。
- (2) 法人及びその役員が、福津市暴力団等追放推進条例（平成21年福津市条例第17号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は、暴力団経営支配法人等でないこと。
- (3) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生手続開始の決定若しくは再生計画許可の決定が参加申込期日以前になされているものを除く。）
- (6) 参加表明書の提出日から契約締結日までのいずれの日においても福津市から指名停止等措置要綱（平成17年福津市告示第6号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。ただし、福津市一般（指名）競争入札参加資格審査登録名簿に登載されていない場合は、福岡県内の公共機関から指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 国税、県税及び市税の滞納がないこと。
- (8) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22第2項の規定に該当しない者であること。（指定介護予防支援事業所としての基準）

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期日までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類（全参加希望者共通）

No.	様式	書類名・資料名
1	様式1	参加表明書
2	様式2	法人の概要
4	様式3	法人運営実績
5	様式4	法人財政調書
6	-	国税、県税、市税の滞納のない証明書（納税証明書等） （※3か月以内に発行のもの）【写し可】

令和8・9年度福津市一般（指名）競争入札参加資格審査登録名簿に登録していない参加希望者については、(1)の提出書類に次の書類を併せて提出すること。

No.	様式	書類名・資料名
1	様式5	役員等名簿
2	-	履歴事項全部証明書（※3か月以内に発行のもの）【写し可】

- (2) 提出期限 令和8年7月13日(月)午後5時まで
- (3) 提出場所 第3に同じ
- (4) 提出方法 持参によること（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年7月22日（水）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を電子メールにて通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期間までにその理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和8年7月28日（火）午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参によること（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない）

- (3) 市長は、(2) の説明を求められたときは、説明を求める通知日の翌日から起算して 7 日（休日を除く）以内に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 説明会

公募説明会は実施しない。

第7 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、様式6～19（以下「企画提案書等」という。）を必要部数揃えて、提出期限までに担当部署へ提出するものとする。

1 提出書類

No.	様式	書類名・資料名
1	様式6	企画提案書
2	様式7	法人の基本理念・経営理念
3	様式8	地域包括支援センター運営方針
4	様式9	地域包括支援センター運営準備計画
5	様式10	職員の採用・配置計画
6	様式11	管理責任予定者経歴書
7	様式12	地域包括支援センター運営提案に関する事項（人員確保）
8	様式13	地域包括支援センター運営提案に関する事項（業務の実施計画①）
9	様式14	地域包括支援センター運営提案に関する事項（業務の実施計画②）
10	様式15	地域包括支援センター運営提案に関する事項（基本方針①）
11	様式16	地域包括支援センター運営提案に関する事項（基本方針②）
12	様式17	地域包括支援センター運営提案に関する事項（リスク管理）
13	様式18	地域包括支援センター業務委託見積書
14	様式19	地域包括支援センター業務委託見積明細書

2 提出方法等

- (1) 提出期間 令和8年8月5日（水）午後5時まで
- (2) 提出場所 第3に同じ
- (3) 提出方法 持参によること（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）
- (4) 提出部数 正本1部、副本6部

3 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の方法及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものと

する。

- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、福津市情報公開条例（平成17年福津市条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

4 その他の留意事項

- (1) 提出書類は、A4判縦型フラットファイルに左綴じで製本し提出すること。
- (2) 文字はMSゴシック10.5ポイントとする。
- (3) 様式の枠に収まらない場合はページを追加して良い。
- (4) 各様式に関する規定、マニュアル、資料等があれば添付すること。

第8 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑書により提出すること。
 - ア 提出書類 質疑書（様式20）
 - イ 提出期間
 - ① 参加表明書等について：令和8年7月10日（金）午後5時まで
 - ② 企画提案書等について：令和8年8月4日（火）午後5時まで
 - ウ 提出場所 第3に同じ
 - エ 提出方法 電話連絡の上、電子メール又はファクシミリにより提出すること。なお、電子メールでの質問は、件名を「地域包括支援センター運営法人募集要項質疑（法人名）」とすること。
- (2) 質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。また、福津市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 募集要項等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第10 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、福津市地域包括支援センター業務委託に

係る公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提出内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した、企画提案書提出要請時に併せて通知する。

3 審査項目及び評価基準

以下の評価項目に従い、審査及び評価を行う。

大項目		小項目	得点配分
共通評価		運営実績、財政基盤、職員の配置・採用計画、収支見込みの適格性	25
個別評価	法人の適格性	法人概要、基本理念	5
	業務の実効性、公正性、中立性	受注希望理由、センターの運営方針、運営準備計画、職員の質の確保・定着について、業務の実施計画、基本方針	40
	危機管理	個人情報保護に係る規定・対策、休日・夜間の体制、緊急時・災害時等の体制	15
	認知症地域支援・ケア向上推進事業	業務の実施計画、基本方針	10
	認知症初期集中支援事業	業務の実施計画、基本方針	10

4 受注候補者の特定

(1) 選考委員会において、3の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を審査会の合意の上、受注候補者として特定する。この評価点については、審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。

ただし、同一審査項目において最高点及び最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

(2) 応募法人が1者であった場合においても選考委員会による審査会を開催し、評価

点の合計が総得点の6割5分(205点)に満たない場合は、受託候補者として選定しないものとする。

- (3) 「認知症地域支援・ケア向上事業」、「認知症初期集中支援事業」の各評価項目のいずれかに各選考委員の評価点数の合計が5点未満の項目があった場合は、受注候補者とししないものとする。

5 審査結果の通知

- (1) 受注候補者を特定したときは速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受注候補者

イ 評価点数

ウ 受注候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受注候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

- (2) 受注候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面(任意様式)により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日(休日を除く)以内の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参によること(郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない)

- (3) 市長は(2)の説明を求められたときは、令和8年9月11日(金)までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受注候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受注候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受注候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査員

第11 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受注候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

要する。ただし、福津市財務規則(平成17年福津市規則第138号)第139条の

規定に該当する場合は免除する。

- 3 契約書作成の要否 要する。
- 4 支払条件 年4回 分割払いとする。

第12 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成並びに提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類等は返却しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 5 受注候補者に特定された者であっても、契約締結までの間に、第4参加資格要件に掲げる要件を満たさなくなった場合は、当該候補者とは契約を締結しない。

第13 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間または期日
参加表明書の提出	令和8年6月22日（月）から 令和8年7月13日（月）まで
質疑受付期間（参加表明書等について）	令和8年7月10日（金）まで
参加者資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和8年7月22日（水）
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から 令和8年8月5日（水）まで
質疑受付期間（企画提案書等について）	令和8年8月4日（火）まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年8月21日（金）予定
企画提案書審査結果の通知	令和8年8月下旬
受注候補者との協議	令和8年9月上旬～9月中旬
業務委託契約締結	令和8年9月下旬
運営開始	令和9年4月1日